

## 介護版「水際作戦」

**解説** 介護保険制度は、保険料を支払い、要介護認定を経て、1割の自己負担で介護保険サービスを使う権利（保険給付の受給権）が保障される仕組みです。要介護認定を受けることは保険料を払っている人の権利です。

市町村の窓口などで「要介護認定を受ける」、「要介護認定を受けずに市町村による総合事業サービスを使うか」という振り分けを行うことは、この根本原理を破壊するものです。

厚労省は、これによつて要介護認定を受けない人が「増えていく」と認めています。「本人の希望を尊重する」といいますが、一方では「窓口」で「総合事業のサービス利用を促していく」（朝川知昭老健局振興課長）と公言しています。事実上、認定申請権を侵害して受給権者を減らし、介護保険給付を削減する道具として働くことは明らかです。

# 認定受ける権利の侵害

訪問・通所介護の利用者数

	要支援1、2	要介護1～5	合計
訪問介護	約45万人	約95万人	約139万人
通所介護	約45万人	約126万人	約171万人

厚労省の介護給付費実態調査2013年11月分

す「水際作戦」が問題になつてきました。今は、介護保険サービス利用申請者を窓口

で安上がりの「総合事業」に誘導し、要介護認定から締め出す新規申請者を窓口に集中させます。事実上、認定申請権を侵害して受給権者を減らし、介護保険給付を削減する道具として働くことは明らかです。

総合事業に移される訪問・通所介護は介護保険の在宅サービスの中心であり、310万人が使っています。（表）。その利用を望む人を認定から締め出して総合事業に振り分けていけば、本来なら要介護に該当したはずの人まで低水準のサービスの対象にされてしまう。その人たちには「要支援者」「要介護者」として認識されなくなります。政府は、要介護認定は「心身の状態」を調

べて介護サービス必要な人の中に「専門職によるサービスを必要とする人」がいると認め、認定を省く仕組みまで導入すると、それは、要介護認定の妥当性を否定するに等しい自己矛盾です。このような矛盾に陥るのは、要支援者へのサービスを強引に保険給付から外そうとするからです。“費用の縮減ありき”で制度をもってあそぶのはやめ、「要支援外し」は白紙撤回すべきです。

(杉本恒久)